

千葉県報

定例
令和4年10月14日

目次

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
- 土地改良区定款の変更認可
- 県営土地改良事業計画の決定
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅
- 一般競争入札（土地及び建物の売却）の実施
- 令和四年度准看護師試験の実施
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更に係る届出（四件）
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧
- 都市計画区域区分の変更の案の縦覧
- 特定調達公告
- 入札公告（二件）

告示

千葉県告示第四百六十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和四年十月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 指定する区域 茂原市上茂原字八王子五三四番二の一部、五三四番三の一部、五三三番一の一部、五三五番二の一部、五三五番三の一部、五三六番一の一部、五三六番二の一部、五三六番三の一部及び五五一番一の一部並びに宇都宮市下六四四番五七番一の一部、四四八番の一部、四五九番の一部、四六〇番二の一部、四六〇番三の一部、四六二番の一部及び四七六番の一部並びに鷲巣字沼下六四五番二地先（別図のとおり）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びに

告示

千葉県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、いすみ市の一部を受益地域とする県営前塚地区土地改良事業（ため池）計画を決定した。

令和四年十月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 縦覧に供する書類の名称 県営前塚地区土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧期間 令和四年十月十七日から十一月十四日まで
 - 三 縦覧場所 いすみ市役所
- 千葉県告示第四百六十八号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、潜水器漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。
- 令和四年十月十四日

ふつ素及びその化合物

（「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、木更津市椿土地改良区の定款の変更を令和四年十月三日付けで認可した。

令和四年十月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、いすみ市の一部を受益地域とする県営前塚地区土地改良事業（ため池）計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）処分取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内で、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年十月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類
潜水器漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
二十八隻

3 船舶の総トン数
十トン以下

4 推進機関の馬力数
定めなし

5 操業区域
袖ヶ浦市と市原市との境界標柱と東京都大田区羽田鼻とを結んだ線から富津市磯根岬と神奈川県須賀市観音埼灯台とを結んだ線に至る間の千葉県海面。ただし、共同漁業権漁場(富津市地先の共同漁業権漁場のうち、関係する漁業権者の同意が得られた場合においては、当該共同漁業権漁場を除く。)を除く。

6 漁業時期
周年

7 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地域に住所を有する者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和四年十月十四日から十一月十四日まで

千葉県告示第四百六十九号
漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については平成三十年十月十二日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和四年十月十一日付けで消滅した。
令和四年十月十四日

大佐和加入区
千葉県知事 熊谷 俊人

公 告
一般競争入札(土地及び建物の売却)の実施
次のとおり一般競争入札に付する。
令和四年十月十四日
千葉県知事 熊谷 俊人

一 入札に付する土地及び建物の所在等

| 物件番号 | 所在 | 地目又は種類 | 地積又は延床面積 | 最低売却価格 |
|------|--|--------------------|---------------------------------|------------------|
| 1 | 千葉市中央区葛城一丁目八五番三 | 宅地 共同住宅 ポンプ室 | 二、九九九・二九㎡ 一、五六八・一〇㎡ 九・一八㎡ | 八五、〇〇円 |
| 2 | 千葉市中央区千葉寺町一、一九三番五 | 畑 | 二四一・二七㎡ | 三五、九〇円 |
| 3 | 千葉市花見川区花園三丁目六五番三〇 | 宅地 | 二三四・六三㎡ | 五五、一〇円 |
| 4 | 木更津市富士見二丁目一、七七四番一 | 宅地 | 五〇九・二四㎡ | 一五、三〇円 |
| 5 | 柏市宿連寺字向山二三五番一 | 宅地 共同住宅 機械室 | 二、一五九・八一㎡ 一、八八三・二五㎡ 八・七五㎡ | 五六、〇〇円 〇、〇〇〇円 |
| 6 | 八千代市八千代台北三丁目一〇番一及び一〇番二 | 宅地 共同住宅 | 六五二・一五㎡ 九一八・四七㎡ | 四八、三〇円 〇、〇〇〇円 |
| 7 | 鎌ヶ谷市南初富一丁目九二四番一、〇四七、九二四番一、五八六、九二四番一、五八七、九二四番一、五八八、九二四番一、五九九、九二四番一、六〇〇、九二四番一、六五八及び九二四番一、六五九 | 宅地 | 一九一・九九㎡ | 一八、一〇円 〇、〇〇〇円 |
| 8 | 富津市台原字久保田三五番三、字狐塚三七番三、字明分田三〇七番三、字畑田三三七番四、字樋下四一一番三、字盛土五二四番四及び字川上 | 雑種地 | 三二二・七二二・八五㎡ | 七、八五〇円 〇〇〇円 |